

# 監 査 結 果 報 告 書

〔定期監査・財政援助団体等監査〕

令 和 6 年 度 後 期

(令和6年8月～令和7年3月実施分)

佐 賀 市 監 査 委 員



佐市監査第295号  
令和7年3月25日

佐賀市議会議長 山口弘展様  
佐賀市長 坂井英隆様  
佐賀市上下水道事業管理者 姉川久様  
佐賀市教育委員会教育長 丹宗成一様

佐賀市監査委員 力久 剛

佐賀市監査委員 中野茂康

#### 定期監査及び財政援助団体等監査の監査結果に関する報告書について

地方自治法第199条第1項、第4項及び第7項の規定により、令和6年8月から令和7年3月までに実施した定期監査及び財政援助団体等監査について、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を決定し、提出する。

## 1 監査の概要

### (1) 監査の方法

財務事務及び行政事務が法令に適合し正確に行われているか、また、行政運営が合理的かつ能率的に行われているかという観点から、提出された資料及び帳簿の全部又は一部を抽出し確認を行うとともに、関係職員に説明を求めた。また、必要に応じ現地に赴き、資産等の確認を行い、前回監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

工事監査については、国家資格である「技術士」を有する者に工事技術面の調査を委託し、設計施工等に関する書類審査や現地調査を実施した。

なお、監査対象部署ごとに、前回監査結果及び業務上のリスクを基にして設定した監査重点項目及び監査委員の指示事項を中心に監査を実施した（小中学校、工事及び財政援助団体等に対する監査を除く。）。

(2) 監査の対象等 (監査実施対象：27部署1団体 (5小中学校を含む。))

<定期監査> (財務及び経営管理監査)

監 査 対 象		監査対象期間	監査実施期間	ページ	
総務部	総務法制課	令和 5年 4月 1日 ～ 令和 6年 3月 31日	令和 6年10月18日 ～ 令和 7年 3月19日	8	
	秘書課			7	
	国際課			7	
農林水産部	農業振興課			7	
	農村環境課			7	
都市戦略部	都市政策課			8	
建設部	建設監理課		令和 5年 4月 1日 ～ 令和 6年 3月 31日	令和 6年10月18日 ～ 令和 7年 3月21日	9
	建築住宅課				7
	北部建設事務所				10
環境部	環境政策課				7
	衛生センター				7
保健福祉部	福祉総務課				11
子育て支援部	保育幼稚園課			令和 6年10月18日 ～ 令和 7年 3月19日	12
上下水道局 水循環部	総務課			7	
	財務課			7	

監 査 対 象		監査対象期間	監査実施期間	ページ
上下水道局 水循環部	業務課	令和 5年 4月 1日 ～ 令和 6年 3月 31日	令和 6年10月18日 ～ 令和 7年 3月19日	7
	水道工務課			7
	浄水課			7
教育委員会	勸興小学校			7
	兵庫小学校			7
	高木瀬小学校			7
	川上小学校			7
	小中一貫校北山校			7
教育委員会 教育部	教育総務課			7
	社会教育課			7

< 定期監査 > (工事監査)

監 査 対 象	工事契約期間	監査実施期間	ページ
市道大井樋緑ヶ丘線道路拡幅工事 (2工区) (繰越) 《所管：建設部 道路整備課》	令和 4年11月18日 ～ 令和 5年 7月 31日	令和 6年 8月 26日 ～ 令和 7年 1月 10日	13
R4準用河川地蔵川護岸整備工事 (繰越) 《所管：建設部 河川砂防課》	令和 5年 2月 14日 ～ 令和 6年 2月 15日		13

<財政援助団体等監査>

監 査 対 象	監査対象期間	監査実施期間	ページ
佐賀市鳥獣害対策協議会 《所管：農林水産部 農業振興課》	令和 5年 4月 1日 ～ 令和 6年 3月 31日	令和 6年10月18日 ～ 令和 7年 3月19日	14

(3) 定期監査の監査重点項目設定数

区 分	R6			R5
	後期 20部署	前期 10部署	年間 30部署	年間 31部署
1 服務関係	7	6	13	11
2 文書	6	1	7	3
3 収入	5	5	10	8
4 支出	2	0	2	1
5 契約	18	10	28	21
6 工事等の執行	5	0	5	4
7 補助金等	4	3	7	10
8 財産管理	5	2	7	12
9 現金の取扱い	6	2	8	12
10 内部統制	0	0	0	0
11 その他	0	0	0	0
計	58	29	87	82

※ 区分ごとに、監査重点項目として設定した部署の数。

※ 小中学校、工事及び財政援助団体等に対する監査は、監査重点項目を設定していない。

(4) 定期監査における指摘事項等の件数

区 分	指摘事項		検討をを求める事項		注意をを求める事項		R6 44(27)部署	R5 47部署
	R6	R5	R6	R5	R6	R5		
1 服務関係	0 (0)	0	0 (0)	0	3 (1)	2	3 (1)	2
2 文書	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	3	0 (0)	3
3 収入	0 (0)	1	0 (0)	0	2 (1)	2	2 (1)	3
4 支出	0 (0)	0	0 (0)	0	1 (0)	0	1 (0)	0
5 契約	0 (0)	0	0 (0)	0	1 (1)	3	1 (1)	3
6 工事等の執行	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0
7 補助金等	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0
8 財産管理	0 (0)	1	1 (1)	0	0 (0)	3	1 (1)	4
9 現金の取扱い	0 (0)	0	0 (0)	0	4 (2)	1	4 (2)	1
10 内部統制	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0
11 その他	0 (0)	0	3 (3)	0	1 (1)	1	4 (4)	1
計	0 (0)	2	4 (4)	0	12 (6)	15	16 (10)	17

(指 摘 事 項) 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの

(検討をを求める事項) 違法又は不当な事項で、改善について検討を求めることが適当なもの

(注意をを求める事項) 違法又は不当な事項で、注意を求めることが適当なもの

※ 件数は、各年度合計の件数。また、( ) 内は令和6年度後期における件数。

※ 指摘事項等の区分は、監査重点項目の設定区分と一致しない場合がある。

※ 財政援助団体等を除く。

(5) 監査結果の講評

監査の終了に際しては、監査対象となった部署を所管する部長等に対して、監査委員が指摘事項等についての説明を行い、是正、改善を要請した。

## 2 監査の結果

### (1) 定期監査

#### <財務及び経営管理監査>

監査の対象	<p style="text-align: right;">※ ( ) 内は監査重点項目</p> <p>総務部 秘書課 (収入、契約、現金の取扱い)</p> <p>総務部 国際課 (支出、契約、補助金等)</p> <p>農林水産部 農業振興課 (文書、契約、補助金等)</p> <p>農林水産部 農村環境課 (文書、契約、工事等の執行)</p> <p>建設部 建築住宅課 (サービス関係、文書、契約)</p> <p>環境部 環境政策課 (サービス関係、収入、契約)</p> <p>環境部 衛生センター (サービス関係、文書、契約)</p> <p>上下水道局 水循環部 総務課 (文書、契約、財産管理)</p> <p>上下水道局 水循環部 財務課 (サービス関係、契約、現金の取扱い)</p> <p>上下水道局 水循環部 業務課 (収入、補助金等、財産管理)</p> <p>上下水道局 水循環部 水道工務課 (サービス関係、契約、工事等の執行)</p> <p>上下水道局 水循環部 浄水課 (契約、工事等の執行、財産管理)</p> <p>教育委員会 勸興小学校 (設定なし)</p> <p>教育委員会 兵庫小学校 (設定なし)</p> <p>教育委員会 高木瀬小学校 (設定なし)</p> <p>教育委員会 川上小学校 (設定なし)</p> <p>教育委員会 小中一貫校北山校 (設定なし)</p> <p>教育委員会 教育部 教育総務課 (支出、契約、工事等の執行)</p> <p>教育委員会 教育部 社会教育課 (文書、契約、現金の取扱い)</p>
監査の結果	財務等に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されていた。

監査の対象	総務部 総務法制課
監査重点項目	契約、財産管理、現金の取扱い
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>現金出納簿について</b></p> <p>行政資料コピー代（情報公開係分）の現金出納簿において、前年度繰越及び払込日の記載がなく、金額を誤って記載しているものもあった。また、翌々日に払込みを行っているものがあった。</p> <p>現金出納簿は、実際の現金在高を明確にする重要な帳簿であるため、佐賀市財務規則第32条第5項の規定に基づき記載し、速やかに払い込まれたい。</p> <p>また、必要な帳簿の整理等については担当者任せにせず、係長等で適宜確認するなど漏れがないよう課内でチェック体制を整えられたい。</p>

監査の対象	都市戦略部 都市政策課
監査重点項目	サービス関係、契約、現金の取扱い
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>時間外勤務手当の支給誤りについて</b></p> <p>週休日の時間外勤務において、出退勤システムに休憩時間の入力漏れがあったため、時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあった。</p> <p>佐賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、適正に処理されたい。</p>

監査の対象	建設部 建設監理課
監査重点項目	サービス関係、収入、契約
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>法定外公共物占用料の調定について</b></p> <p>法定外公共物（里道・水路）占用料の収納事務において、調定については原因の発生する都度行う必要があるが、数か月分をまとめて調定したことにより、許可日と調定日に相違が見られた。</p> <p>佐賀市財務規則第 23 条の規定に基づき、適正に処理されたい。</p> <p><b>履行確認について</b></p> <p>さが水ものがたり館運営業務委託（5,300,000 円）において、仕様書に定める報告書及び来館者状況報告が提出されていなかった。また、委託料は前金払いをしているが、前金払履行確認書又は検査調書を作成していなかった。</p> <p>報告書等を提出させるとともに、佐賀市財務規則第 63 条の規定に基づき、履行確認を行われたい。</p>

監査の対象	建設部 北部建設事務所
監査重点項目	契約、工事等の執行
監査の結果	<p>○検討を求める事項</p> <p><b>吉野山キャンプ場の安全対策について</b></p> <p>ログハウス1号棟及び2号棟について、デッキの腐食が激しく、事故が発生しかねない状況であったが、十分な安全策を取らずに貸し出しを行っていた。利用者の安全確保のため、安全点検を行い、必要な修繕を行われたい。</p> <p><b>吉野山キャンプ場の事故対応について</b></p> <p>ログハウス利用者用の駐車場において、利用者の運転操作の誤りにより、車両が柵を壊して転落する事故が起きていた。</p> <p>「吉野山キャンプ場の管理に関する基本協定書」及び「管理運営に関する協定書」において、緊急時の対応及び事故発生時の措置については、指定管理者は速やかに委託者に連絡し、その指示を受けるよう規定されているが、この車両事故について、北部建設事務所へ報告されておらず、事故によって破損した柵の損害賠償手続についても指定管理者のみで対応していた。</p> <p>事故については、運転者の過失によるものであるが、キャンプ場利用者の安全のため、事故の再発防止策等について検討されたい。</p> <p>また、事故発生時等における報告について基準や連絡体制の整備を行い、指定管理者と共有し、報告等の漏れが無いよう指導されたい。</p> <p><b>リバーサイドパーク川上の管理について</b></p> <p>広場に特定の利用者が設置した工作物や所有物が多数見られ、整地等に使用していると思われるナンバープレートの無い車両もあった。このような状況は、特定の利用者の専用グラウンドのように見え、公共の施設としては不適切である。</p> <p>また、この広場は河川敷にあり、出水時に工作物等を短時間で撤去しなければならないため、広場内の工作物等の設置は必要最小限にすべきである。</p> <p>誰もが快適に利用できる公共施設となるよう、適正な管理を徹底されたい。</p> <p><b>嘉瀬川石井樋右岸多目的広場の管理について</b></p> <p>嘉瀬川石井樋右岸多目的広場の管理について、以下の状況が見られた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広場内の工作物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広場は嘉瀬川河川敷にあることから、国から占用許可を受けて整備しており、工作物の設置にも国の許可が必要であるが、許可を受けていない利用者の工作物や所有物が多数見られた。</li> </ul> </li> <li>2 広場の安全管理</li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単管パイプ数十本や壊れたストーブ等、利用者の所有物や不要となった物が放置されていた。</li> <li>・焼却用のドラム缶や薪、焼却灰等、広場内で火気を使用した形跡があった。</li> <li>・スチール物置の扉が外れているものがあった。</li> <li>・転倒防止措置を講じていないサッカーゴールが設置されていた。</li> <li>・広場内に、整地等に使用していると思われるナンバープレートの無い車両があった。</li> </ul> <p>この広場は、利用に関する規則等が整備されていないことから、利用者は工作物の設置について、佐賀市との間で文書による設置許可等もなく、また、火気を利用条件のないまま使用していた。</p> <p>河川敷では、出水時に工作物や利用者の所有物の撤去を短時間でいう義務があることから、広場内の工作物の設置は必要最小限にすべきである。</p> <p>また、火気の使用や危険物の撤去等について必要な指示を行うべきである。</p> <p>今回の指摘を含め、工作物の設置許可条件や安全管理上必要な条件を整備し、誰もが安全で快適に利用できるよう、適正な管理を徹底されたい。</p>
--	--

監査の対象	保健福祉部 福祉総務課
監査重点項目	収入、現金の取扱い
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>送付先の誤りについて</b></p> <p>令和6年1月4日に送付した臨時福祉給付金返還金の催告書のうち1件15,000円について、システムでの検索誤りにより別人に送付していた。</p> <p>送付文書には、給付金の振込口座等の個人情報が含まれていた。</p> <p>佐賀市保有個人情報の安全管理措置基準を定める要綱第13条の規定に基づき、誤送付が発生しないよう、事務を見直し、複数の職員による確認等必要な措置を講じられたい。</p>

監査の対象	子育て支援部 保育幼稚園課
監査重点項目	契約、補助金等、財産管理
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>現金出納簿について</b></p> <p>本庄こども園で直接収納した主食費等の現金について、保育幼稚園課に引き渡すまで同園で保管しているが、現金出納簿が作成されていなかった。</p> <p>現金出納簿は、実際の現金在高を明確にする重要な帳簿であるため、佐賀市財務規則第32条第5項の規定に基づき、適正に作成されたい。</p>

<工事監査>

工 事 名	市道大井樋緑ヶ丘線道路拡幅工事（2工区）（繰越）	
工 事 概 要	本庄こども園開園に伴う交通渋滞緩和を目的としたアクセス道路の拡幅	
所 管	建設部 道路整備課	
請 負 業 者	有限会社 増田建設	
施 工 場 所	本庄町大字本庄地内	
契 約 金 額	当 初	18,438,640 円
	変 更 後	27,975,200 円
契 約 期 間	当 初	令和 4 年 1 1 月 1 8 日 から 令和 5 年 3 月 1 7 日 まで
	変 更 後	令和 4 年 1 1 月 1 8 日 から 令和 5 年 7 月 3 1 日 まで
契 約 区 分	一般競争入札	
進 捗 率	金額ベース 100.0%・作業ベース 100.0%（実地監査日現在）	
実 地 監 査 日	令和 6 年 1 0 月 2 2 日	
監 査 の 結 果	工事に関する事務の執行及び施工については、おおむね良好に処理されていた。	

工 事 名	R4 準用河川地蔵川護岸整備工事（繰越）	
工 事 概 要	佐賀市西部地区の浸水被害の軽減を目的とした通水断面拡大及び法線の是正	
所 管	建設部 河川砂防課	
請 負 業 者	有限会社 城島建設	
施 工 場 所	佐賀市八戸一丁目地内	
契 約 金 額	当 初	50,245,800 円
	変 更 後	56,337,600 円
契 約 期 間	当 初	令和 5 年 2 月 1 4 日 から 令和 5 年 7 月 3 1 日 まで
	変 更 後	令和 5 年 2 月 1 4 日 から 令和 6 年 2 月 1 5 日 まで
契 約 区 分	一般競争入札	
進 捗 率	金額ベース 100.0%・作業ベース 100.0%（実地監査日現在）	
実 地 監 査 日	令和 6 年 1 0 月 2 2 日	
監 査 の 結 果	工事に関する事務の執行及び施工については、おおむね良好に処理されていた。	

(2) 財政援助団体等監査

監査対象団体	佐賀市鳥獣害対策協議会		
所在地	佐賀市栄町1番1号 佐賀市農業振興課内		
所管課	農林水産部 農業振興課		
財政援助等の内容	負担金		
負担金の名称	令和5年度佐賀市鳥獣害対策協議会負担金		
負担金額	10,685,000円	団体の全収入に対する 負担金の割合	31.5%
負担金の名称	令和5年度佐賀市鳥獣害対策協議会負担金 (被災鳥獣侵入防止施設応急対策費支援分)		
負担金額	7,224,000円	団体の全収入に対する 負担金の割合	21.3%
監査の結果	財務等に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されていた。		

